特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
20	重度心身障害者医療費助成事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、重度心身障害者医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成事務			
②事務の概要	重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的として行う。 「受給資格管理に関する事務」 ・資格要件該当(出生、転入)により受給者の資格取得の管理を行う。・資格要件該当(操育手帳が交付され一定の障害程度に該当する)により受給者の資格取得の管理を行う。・資格要件該当(療育手帳が交付され一定の障害程度に該当する)により受給者の資格取得の管理を行う。・資格要件該当(精神障害者保健福祉手帳が交付され一定の障害程度に該当する)により受給者の資格取得の管理を行う。・資格要件該当(籍民年金法による認定を受けた者)により受給者の資格取得の管理を行う。・申請により受給者の資格更新の管理を行う。・申請により受給者の資格更新の管理を行う。・申請により受給者の資格更新の管理を行う。・申請により受給者の資格更新の管理を行う。・資格要件(療育手帳手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。・資格要件(療育手帳手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。・資格要件(精神障害者保健福祉手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。・資格要件(精神障害者保健福祉手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。・資格要件(精神障害者保健福祉手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。・資格得要記録の履歴管理を存行う。・資格得表記録の履歴管理を行う。・資格得表記録の履歴管理を行う。・資格得表記録の履歴管理を行う。・資格得表記録の履歴管理を行う。・資格得表記録の履歴管理を行う。・資格得表記録の履歴管理を行う。・資格得表記録の履歴管理を行う。・資格得表の情報をもとに医療報酬明細書の管理を行う。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)			
2. 特定個人情報ファイル:	名			

受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル

3. 個人番号の利用

O. 1117 CM 3 30 4 37 13	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号法第19条第6号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項(別表第 1 3の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第3 項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	づき同条第 八号に準ずるものとし ・笛吹市行政手続における特定の個 第2 7の項)	別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十五号に基 て定める特定個人情報の提供に関する規則 個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項(別表 個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第3条第		
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	保健福祉部障害福祉課			
②所属長の役職名	障害福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求			
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町 笛吹市役所総務部総務課 Te.055(2			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町 笛吹市役所保健福祉部障害福祉課	市部800番地 : TeL055(262)4111		
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ	[]適用した		
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点			
3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生あり] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	徳機関については、それぞれ	,重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・2	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		נ ז	(手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄			
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]≦	全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情に 不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対け があり、なっての対け システムを通じて目的 システムを通じて不正に い・滅失・毀損リスクへ	対策 を(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事務取扱者への研修を行って	「いる。(eラーニングに	よる研修等)	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	福祉総務課長 飯島尚美	福祉総務課長 石原和加子	事後	
平成31年4月1日		福祉総務課長 石原和加子	福祉総務課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	_	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和4年4月1日	I.5.評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉部福祉総務課 福祉総務課長	保健福祉部障害福祉課 障害福祉課長	事後	
		〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番		
令和4年4月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱い関する問合せ	地 笛吹市役所保健福祉部福祉総務課 屆055(262)4111	地 笛吹市役所保健福祉部障害福祉課 Ta.055(262)4111	事後	
令和6年10月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	重度の身際書者が医療に関し負担する経費の経滅を図り、もって重度 の身障者の福祉を増進することを目的として行う。 「契格資格管理に関する事務」 「資格要件該」は出生、転入」により受給者の資格取得の管理を行う。 「現格要件該」は出生、転入」により受給者の資格取得の管理を行う。 「現格要件該」は関す単純が文付され、定の障害程度に該当する)により受給者の資格取得の管理を行う。 「現他要件該」は関す単純が文付され、定の障害程度に該当する)により受給者の資格を持つを理念である。 「現他要件該」は同様等等者者保護者は手様が文付され、定の障害程度に該当する)により受給者の資格等の管理を行う。 「現他要件該」は同様を通点による認定を受けた者)により受給者の資格取得の管理を行う。 「現他要件(当体障害者手機作機)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。 「現他要件(集体障害者手機作機)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。 「現他要件(集体障害者手機作機)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。 「現代要件(集体障害者等機械器は手機情機)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。 「現代要件(国民年金情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。 「現代要件(国民年金情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。 「現代要件(国民年金情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。 「現代要件(国民年金情報)の更新により受給者でななる者の資格要失の管理を行う。 「現代要件(国民年金情報)の更新により受給者でななる者の資格要失の管理を行う。 「現代表件、訴訟性、民間、定任を行う。「現代表性、民間、定任を行う。」 「現代表性、民間、定任を行う。」 「現代表性、民間、民間、定任を行う。」 「現代表性、民間、民間、民間、民間、民間、民間、民間、民間、民間、民間、民間、民間、民間、	重度心身陽害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、もって重度 の身陽者者の福祉を増進することを目的として行う。 (受給資格管理に関する事務) ・探察機件該当(体)類電者手棒が交付され一定の障害程度に該当する)により契約者の資格取得の管理を行う。 ・資格器件該当(体)類電者手棒が交付され一定の障害程度に該当する)により契約者の資格取得の管理を行う。 ・現核器件該当(破事手帳が交付され一定の障害程度に該当する)により契約者の資格取得の管理を行う。 ・現核器件該当(國軍年金法による認定を受けた者)により契約者の資格 理秘手権が交付され一定の障害程度に該当する)により受約者の資格 理秘手能が交付され一定の障害程度に該当する)により契約者の資格 理秘手能が交付され一定の障害程度に該当する)により受約者の資格 理秘手行う。 ・申算により受約者の資格取得の管理を行う。 ・申算により受約者の資格の資格更新の管理を行う。 ・申算により要約者の資格をの資格更新の管理を行う。 ・申算により要約者の資格原理の更新により受約者の資格更新の管理を行う。 ・理解と呼(海)体障者書作機(精制)の更新により受約者の資格更新の管理を行う。 ・別格要件(集)体障害者保護指述手機(精制)の更新により受約者の資格更新の管理を行う。 ・別格要件(集)を当により要約者の資格更新の管理を行う。 ・別格等件(国民年金信牌制)の更新により受約者の資格更新の管理を行う。 ・別格等を当に今年度の資格認定を行う。 ・場格者証の発行を行う。 「医療費目に身相分効成に関する事務」 ・申請された優別の情報をとにに履度報酬明細書の管理を行う。 ・別格で各級環境の情報をとにに履度報酬明細書の管理を行う。 ・別格が表して、保険療失等により受給者でなくなる者の管理を行う。 ・別表する保護の情報をとにここ後機種酬明細書の管理を行う。 ・別表する保護の情報をとにここ後機種酬明細書の管理を行う。 ・別まずるとなり情報を表して、 ・日本が、保険の関係をとして、服務の国・指令を を対象を関係をとして、服務の国・指令を を対象を解析をとして、企業を ・日本が、企業を解析を を対象を可能となるとの表すを はなる企業を展費助成の資格情報の取得/ 問題が可能となるとしまり、資格を経過を 機関が取得/関策することが可能となる。 機関的取得/関策することが可能となる。	事前	
令和6年10月1日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、統合宛名システム	福祉医療システム、宛名システム、統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和6年10月1日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 笛吹市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第4条第1 項(別表第1 3の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条第3項	番号法第9条第2項 番号法第19条第6号 笛吹市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例第4条第1 項別表第1。3の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条第3項	事前	
令和6年10月1日	Ⅰ-9.規則第9条第2項の適用	_	新たに追加(新様式への変更)	事前	
令和6年10月1日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
令和6年10月1日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
		_	十分である	事前	
	IV-5.特定個人情報提供・移 転		1		ł
令和6年10月1日	IV-5.特定値人情報提供・移転 IV-8.人手を介在させる作業	_	新たに追加(新様式への変更)	事前	
令和6年10月1日	転	特に力を入れて行っている	新たに追加(新様式への変更) 十分に行っている	事前事前	
令和6年10月1日 令和6年10月1日	転 Ⅳ-8.人手を介在させる作業 Ⅳ-10.従業者に対する教育・	ー 特に力を入れて行っている 一			